

障害者支援センターのぞみ運営規程

第1章 事業の目的等

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人のぞみ作業所（以下「事業者」という）が運営する指定就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(事業所の名称及び所在地)

第2条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援センターのぞみ
- (2) 所在地 熊本県天草市栄町23番9

(提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員及び主たる対象者)

第3条 事業者が本事業所において提供する指定障害福祉サービスの種類、利用定員、及び主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 指定障害福祉サービスの種類：就労継続支援B型
- (2) 利用定員 20名
- (3) 主たる対象者 知的障害者・身体障害者・精神障害者・その他難病を有する者

2 事業者は、前項の利用定員を超えて指定障害福祉サービス（以下、「福祉サービス」という）の提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 運営の方針及び虐待防止のための措置

(取扱方針)

第4条 事業者は、就労継続支援B型計画（以下、「個別支援計画」という）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、福祉サービスの提供が漫然かつ画一的にならないよう配慮するものとする。

2 事業者の従業者は、福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対

し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業者は、その提供する福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(提供拒否の禁止)

第5条 事業者は、正当な理由なく福祉サービスの提供を拒んではならない。

(訓練)

第6条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、福祉サービスの提供に当たっては、利用者に対して、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

3 事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させるものとする。

4 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせないものとする。

(生産活動)

第7条 事業者は、指定就労継続支援B型の生産活動（以下、「生産活動」という）の機会の提供に当たっては、地域の実情並びにサービスの需給状況等を考慮して行うように努めるものとする。

2 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担にならないように配慮するものとする。

3 事業者は、生産活動の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等をふまえた工夫を行うものとする。

4 事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置など生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(賃金の支払)

第8条 事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 事業者は、福祉サービスを提供する場合は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(実習の実施)

第9条 事業者は、福祉サービスの提供に当たっては、利用者が個別支援計画に基づいて

学習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めるものとする。

2 事業者は、前項の実習受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、特別支援学校等の関係機関（以下、「関係機関」という）と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めるものとする。

（求職活動の支援等の実施）

第10条 事業者は、サービスの提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録、その他利用者が行う求職活動の支援に努めるものとする。

2 事業者は、福祉サービスの提供に当たっては、関係機関と連携して利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めるものとする。

（職場定着のための支援の実施）

第11条 事業者は、福祉サービスの提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めるものとする。

（心身の状況等の把握）

第12条 事業者は、福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（指定障害福祉サービス事業者との連携）

第13条 事業者は、福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めるものとする。

2 事業者は、福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（人権擁護及び虐待防止のための措置）

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 人権擁護、虐待防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の整備
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待防止の啓発・普及のための従業者に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権擁護、虐待防止等の為に必要な措置

第3章 従業者の職種、員数及び職務内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第15条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する個別支援計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定相談支援サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことが出来ると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ 他の従業者に対する技術指導又は援助を行うこと。

(3) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、次の業務を行う。

ア 生活支援員は、福祉サービスの提供において、利用者の心身の状況に応じた生活活動の援助指導を行うこと。

イ 生活支援員は、必要に応じて利用者の日常生活に関する指導を行うこと。

(4) 職業指導員 1名以上

職業指導員は、次の業務を行う。

ア 職業指導員は、福祉サービスの提供において、利用者の生産活動の支援及び技術指導を行うこと。

(5) 目標工賃達成指導員 1名

目標工賃指導員は、次の業務を行う。

ア 目標工賃達成指導員は、福祉サービスの提供において、当該事業所の目標工賃の達成に資するため、利用者の生産活動の支援及び技術指導を行うこと。

(個別支援計画の作成等)

第16条 管理者は、サービス管理責任者に個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、其の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通

して利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下、「アセスメント」という）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援する上で適切な支援内容の検討をするものとする。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接をして行うものとする。この場合においてサービス管理責任者は、利用者に対して面接の趣旨を十分に説明し、理解を得るものとする。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成するものとする。この場合において、当該事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案に位置付けるよう努めるものとする。

5 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう）を開催し、前項に規定する個別支援計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

7 サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者に交付するものとする。

8 サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 定期的に利用者に面接をすること。
- (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する個別支援計画の変更について準用する。

第4章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第17条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は当該月の日数－8日とし、その月毎に予定表を作成する。
- (2) 休業日は原則、日曜・祝日とし、お盆期間及び年末年始については別途定める。
- (3) 営業時間(サービス提供時間)は午前6時から午後7時までとする。

第5章 サービス内容

(指定就労継続支援B型の内容)

第18条 本事業所で行う指定就労継続支援B型の内容は次の通りとする。

- (1) 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供
- (2) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (3) その他必要な支援
- (4) 本事業所とは別の場所で行われる企業実習等への支援及び施設外就労への支援
- (5) 一定期間利用が無かった場合に当該利用者の居宅を訪問して行う相談援助

第6章 通常の事業実施地域

(通常の事業実施地域)

第19条 通常の事業の実施地域は、天草市、上天草市及び苓北町とする。

第7章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

(外出)

第20条 利用者は、外出をしようとするときは、その都度外出先、用件、帰事業所予定時刻等を届けなければならない。

(損害賠償)

第21条 利用者は、故意又は過失によって、設備及び備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変形したときは、その損害を弁償し、又は原状回復しなければならない。

(利用者の心得)

第22条 利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 日常生活を通じ人格の向上に努め、常に相互の融和を図り、励まし助け合い、秩序ある共同生活を守るよう、心掛けねばならない。
- (2) 常に身体、服装の清潔に努め、事業所内の整理整頓に努めなければならない。
- (3) 口論、喧嘩、その他、他人に迷惑となるような行為をしてはならない。
- (4) 事業所内外において、無断で金品の貸借をしてはならない。
- (5) 火気の取り扱いに十分注意すると共に、事業所敷地内は全面禁煙とする。

第 8 章 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(緊急時における対応方法)

第 23 条 従業者は、現に福祉サービスの提供を行っている時に、利用者に体調の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 24 条 事業者は、消火設備等、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備える為、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 9 章 その他運営に関する重要事項

(苦情解決)

第 25 条 事業者は、その提供した福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その提供した福祉サービスに関して市町村が行う検査又は調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が、同法第 85 条の規程により行う調査又は斡旋に出来る限り協力するものとする。

(勤務体制の確保)

第 26 条 事業者は、利用者に対し適切な福祉サービスを提供出来るよう、福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

2 事業者は、福祉サービスの種類ごとに、当該事業所の従業者によって福祉サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密保持等)

第 27 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことが無いよう、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第 28 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、利用者に対する福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第 29 条 本事業所は、天草市への届出をもって「地域生活支援拠点等の機能を担う事業所」として、【体験の機会・場】を提供する機能及び【地域の体制づくり】をする機能を担うものとする。

(その他)

第 30 条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人のぞみ作業所と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。